

社協だより



門川町社協イメージキャラクター
「ふくしデンパくん」

今回の題字は、平田 恵美子さん(上納屋)が書いてくださいました。

令和元年8月 第296号

やすらぎと生きがいのある福祉の町づくり!

本会では「門川町地域福祉総合計画」の基本理念である「やすらぎと生きがいのある福祉のまちづくり」の実現を目指し、各地区福祉推進委員会、福祉関係団体、行政など関係機関との連携・協働により、社会福祉法人としての役割を果たすべく、地域福祉事業に積極的に取り組んでまいりました。



平成30年度 事業報告

1. 地域福祉事業の推進

- ①第4次地域福祉活動計画の推進
- ②地域での見守り交流活動支援
- ③総合相談事業の推進
- ④生きがいづくり・介護予防事業の実施
- ⑤住民主体のボランティア活動の推進
- ⑥関係機関・団体とのネットワーク形成
- ⑦低所得者支援および日常生活支援
- ⑧子育て支援事業の推進
- ⑨住民主体の障がい者支援活動の実施

2. 在宅福祉事業の推進

- ①居宅介護支援事業の実施
- ②デイサービス事業の実施
- ③ホームヘルプサービス事業の実施
- ④配食サービス事業の実施

3. 地域包括支援センター事業

- ①相談支援及び継続的包括的支援
- ②介護予防ケアマネジメント業務他

4. 障がい児・者支援事業

- ①障害児・者相談支援事業の推進
- ②地域活動支援センター事業の実施

5. 法人経営体制の充実

- ①役員会
- ②評議員会の充実・職員の資質向上
- ③財政基盤の強化・経営の適正事務管理
- ④赤い羽根共同募金運動の展開
- ⑤財務状況の公開
- ⑥苦情解決への取り組み
- ⑦労務管理
- ⑧社会福祉法人改革への取り組み
- ⑨施設管理 ⑩災害支援の取り組み

総合相談センターだより

遺産分割協議の話し合いがつかないときは

Q 相続人間で遺産分割協議を進めてきましたがどうしても話し合いがつかず、どのような手続きをとることができるのでしょうか。

A 相続人間で遺産分割協議が成立しない場合、相続人の一人もしくは、数人が申立人となり他の相続人全員を相手方として家族裁判所に調停を申し立てることができます。

調停と審判の関係

相続人間で遺産分割協議がととのわないときは、相続人は家庭裁判所に遺産分割の調停もしくは、審判を申し立てることになっています。

調停は家事調停委員2名と家事審判官(裁判官)により構成される調停委員会が相続人から事情をきき話し合いで遺産分割についての合意を旨とする手続きです。

審判は家事審判官が適切な分割方法をきめる手続きです。遺産分割にあつては、必ず先に調停を経なければならないという原則(これを調停前置主義といいます。)をとっていませんから、立前上は最初から審判を申し立てることもできます。しかし、家庭裁判所は審判事件として申し立てられた事件をいつでも職権で調停に付することができる事になっていますから、実務上は審判を申し立てられてもまず、調停に付するという扱いになっています。調停で話し合いが続いても調停成立の見込みがないとき、調停は不成立となり、事件は当然に審判手続きに移って審判手続きが進行します。

調停申立手続き

調停の申し立ては、相続人の一人もしくは、数人が申立人となり、申立人となる相続人以外の相続人全員を相手方として家庭裁判所に申し立てます。申し立てる裁判所は相手方のうちの一人の住所地を管轄する家庭裁判所です。申し立ては書面または、口頭で行うことができます。口頭で行う場合は家庭裁判所の書記官に必要な事項を陳述し、書記官が申し立ての調書を作成することになっていますが、家庭裁判所に備え付けてある申立書用紙に必要な事項を記入し申し立てることもできます。

調停手続き

調停手続きは通常家庭裁判所の調停室において家事調停委員2名と家事審判官(裁判官)により構成される調停委員会により進められます。家事調停委員は民間人から任命されている者で、家事調停手続きの多くは審判官は、出席せずに調停委員2名により進められています。調停委員会は申立人、相手方の両方から順次遺産の範囲遺産分割の方法、特別受益の有無といった点について主張をきき、双方に譲歩を求め、できるかぎり話し合いによる合意を旨とします。話し合いの結果、遺産分割について相続人全員の合意ができたときは、調停調書を作成してそこに遺産分割の方法を記述します。

裁判手続き

調停手続きを進めても相続人間の意見の対立が解消せず遺産分割に関する合意の成立する見込みが立たない場合、調停は不成立となり当然に審判手続きに移行します。

審判手続きは、家事審判官(裁判官)が職種により事実の調査をし、かつ、申立てによりまたは職権が必要を認める証拠調べを行い、最も適切な遺産分割の方法を選択して審判を出します。職権によりといっても審判官がすべての事実や証拠を捜し出すことは、実際上は不可能ですから、相続人としては積極的に事実を述べ証拠を提出する必要があります。家事事件手続法では相続人(当事者)は適切かつ迅速な審理および審判の実現のため、事実の調査および証拠調べに協力することが定められました。

(社会福祉六法より)

悩みごと 心配ごと などの相談

誰でもある悩みごと、ひとり
で抱えずご相談ください。

◆ 通常の相談

●時間/9:00~16:00
平日いつでもご相談を
直通 ☎63-2143
又は ☎63-7210へ

◆ 弁護士無料法律相談

今月は
8月20日(火) 13:30~16:30
■相談無料 ■秘密厳守 ※予約が必要です。お早めに…

【編集後記】

夏になり、気温が高くなると心配なのが熱中症です。熱中症は一般的に「外でスポーツや作業をしているときにかかる」イメージが強いかもしれませんが、実際には家の中にかかることもあるので注意が必要です。のどが渇いていなくても、こまめな水分補給を心がけたいです。(はる)

社協だより296号

編集・発行
門川町社会福祉協議会
〒889-0605
宮崎県東臼杵郡門川町庵川西6丁目60番地
門川町総合福祉センター内
☎(0982)63-7210(代)
FAX(0982)63-0955
E-mail:kadofuku@bronze.ocn.ne.jp

寄付のお礼 令和元年6月6日から7月5日受付まで

香典返し寄付 ()は故人
故人のご冥福をお祈り申し上げます。

村上 隆輝様(榮 子様)加草2区 1万円	姫野 和子様(忠 義様)尾末東 3万円
右松 福美様(フクエ様)牧 山 2万円	鈴木 峯男様(マツ子様)上井野 3万円
山口ミツ子様(茂 美様)旭 町 5万円	猪倉 建雄様(嘉 信様)上井野 3万円
染矢 時枝様(昭一郎様)中 尾 3万円	松岡敬一郎様(舞谷シヅエ様)上井野 3万円

上記の皆様より社会福祉事業にご寄付いただきました。ここに厚くお礼申し上げます。用途につきましては、その趣旨にそいまして有効に活用させていただきます。尚、この欄は、寄付者の掲載意思を尊重(確認)した上で掲載させていただいております。

8月 おとじま通信

令和元年認知症サポーター養成講座 開催します

- 1. 日 時:令和元年9月18日(水) 18:00~19:30
- 2. 場 所:済生会 日向病院(南町)
- 3. 申込み:希望者は地域包括支援センター (☎63-1129)までご連絡ください。

認知症サポーターは、出来る範囲でちょっとした手助けをしたり、認知症に関する情報を提供したり、相談窓口に繋げる人です。



【報告】

5/31に認知症サポーター養成講座を開催。新しく19名のサポーターが誕生しました。認知症に関する知識や認知症の方への接し方を学びました。

パワーリハビリテーション サポーター紹介

パワーリハビリは、老化や障害により低下した活動に対し、復帰(お元気)を目指した運動プログラムです。今月号より、重りの調整や声掛け等お手伝いされているサポーターを紹介します。

原田 美利さん(加草2区)

週1回サポーターとして活動
 ○その他の活動:プール(週2回)
 ハーモニカ指導(月6回)
 男の3B体操(週1回)
 ○一言コメント
 毎日スケジュール(予定)を必ず入れる事が大切!!
 そのひとつとしてパワーリハビリに来てみませんか?



黒木 勝代さん(西栄町)

週1回サポーターとして活動
 ○その他の活動:パワーリハビリ(週1回)
 地区の百歳体操と卓球バレー(週1回)
 ○一言コメント
 人との会話、いつでもどこでも
 笑顔でいる事が元気の秘訣です。



ノルディックウォーク活動紹介

門川ノルディック倶楽部 牧山絶景ウォークラリー報告

参加者からは、「門川に住んでいるのに初めて来た」「いいとこですね」との声が聴かれました。今後も計画しますので、多くの方の参加をお待ちしています。



随時参加者募集

ノルディックサークル歩こう会と一緒に体験しませんか?
 ○日程:令和2年3月末まで
 毎週火曜日 9時~10時30分(集合9時)
 ○場所:海浜公園(集合場所:管理棟前)
 ○参加希望の方は電話:63-1129までご連絡ください。
 ポールの貸し出しもあります。



8月 体力測定 の 予定

8月後半に予定している地区 (小園・中村・旭町)

※詳細は班回覧をご確認ください。



(お知らせ)

8月28日(水)に開催を予定しておりました「介護予防大交流会」は都合により延期させていただきます。

門川町地域包括支援センター 電話 63-1129

障がい者相談支援事業所 * (月~金)8:30~17:15 * (土・日)祝祭日休み

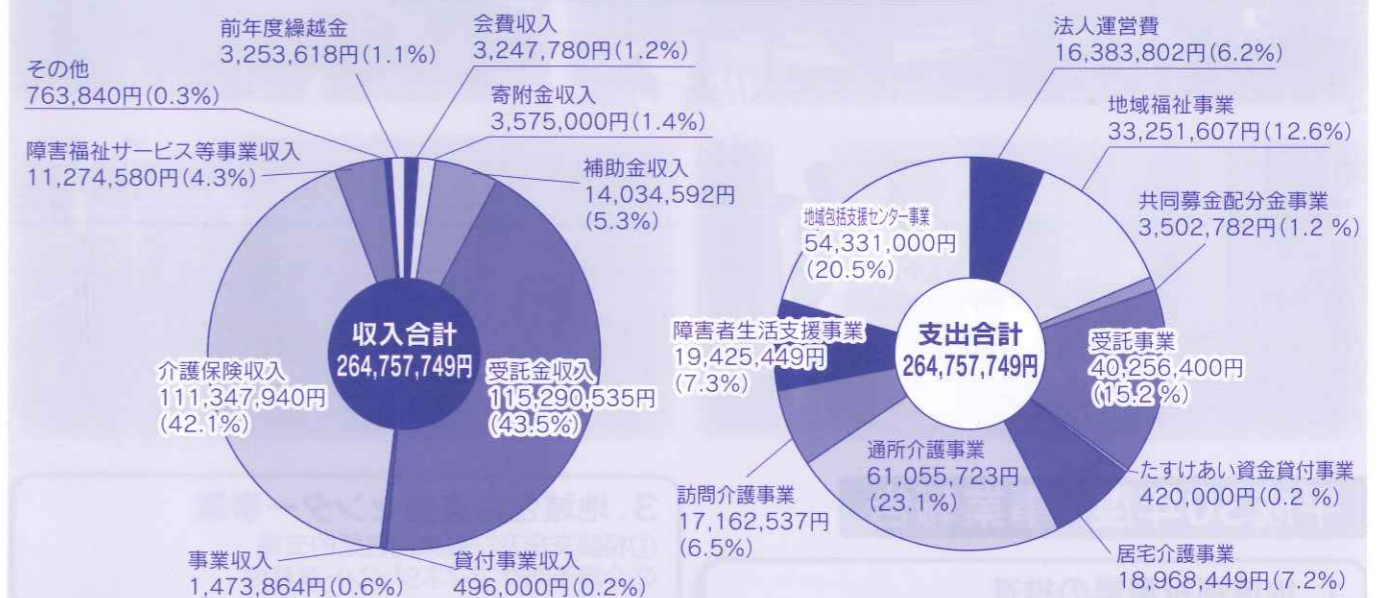
社会福祉法人門川町社会福祉協議会役員改選

任期満了により改選がありました。退任された方のご苦勞に対し、厚くお礼申し上げますとともに、今期の役員の皆様の一層のご指導、ご支援をお願い申し上げます。

任期:令和元年6月27日の定時評議員会の終結の時から令和3年度に開催される定時評議員会の終結の時まで

役職	氏名		選出区分
会長	中城 廣美	再任	学識経験者
副会長	岩佐 誠	新任	地区会長から推薦されたもの
理事	金丸 隆康	再任	行政機関の代表
理事	森迫 研晴	再任	社会福祉事業を経営する施設の代表
理事	濱田 繁	再任	民生委員児童委員協議会から推薦されたもの
理事	黒木 洋子	再任	婦人団体から推薦されたもの
監事	山本 道明	再任	学識経験者
監事	山松富士光	再任	学識経験者

門川町社会福祉協議会(平成30年度決算)



◎事業報告及び収支決算報告について、5月31日(金)の監査後に開催された6月12日(水)の理事会及び6月27日(木)の評議員会において決議されています。

今月の脳トレ

例題を基に、次の計算式の口にはまる答えを導き出してください。

(例題)
 $50 + 28 = 88$
 $12 + 70 = 78$

$67 + 51 = \square$

先月号の答え
88

【送り先】〒889-0605 宮崎県東臼杵郡門川町庵川西6丁目60番地 「門川町社会福祉協議会 クイズ係」

“官製はがき”に、答え・郵便番号・住所・氏名・電話・一言メッセージを書いて送ってね。正解者の中から10名の方に社協ボールペンをプレゼントします。

応募締切:8月末日 必着

ヒント:数字を重ねてみよう!